津幡町地域公共交通活性化協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月９日

石川県津幡町長　吉　田　克　也

津幡町規則第２７号

津幡町地域公共交通活性化協議会規則の一部を改正する規則

津幡町地域公共交通活性化協議会規則（平成３０年津幡町規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」を「地域公共交通計画」に改める。

第３条第１号中「網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第５条に次の１項を加える。

６　副会長が会長の職務を代理することができないときは、町民生活部長が会長の職務を代理する。

第１３条第１項ただし書中「法」を「活性化再生法」に改め、「第３号」の次に「及び第４号」を加える。

別表を次のように改める

別表（第４条関係）

区分	委員
活性化再生法第６条第２項第１号の委員	津幡町　副町長
	津幡町　町民生活部長
活性化再生法第６条第２項第２号の委員	西日本旅客鉄道株式会社
	ＩＲいしかわ鉄道株式会社
	北陸鉄道株式会社
	株式会社冨士タクシー津幡
	株式会社津幡観光社
	国土交通省北陸地方整備局　金沢河川国道事務所　調査第二課長
	石川県県央土木総合事務所　津幡土木事務所　維持管理課長
	津幡町　産業建設部長
活性化再生法第６条第２項第３号の委員	津幡警察署　交通課長
活性化再生法第６条第２項第４号の委員	津幡町区長会代表
	津幡町シニアクラブ連合会代表
	津幡町立津幡中学校教職員代表
	津幡町身体障害者福祉協議会代表
	石川工業高等専門学校　環境都市工学科教授
	国土交通省北陸信越運輸局　交通政策部交通企画課長
	国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局　首席運輸企画専門官（企画調整部門）

	石川県　企画振興部新幹線・交通対策監室主幹
	学識経験者
	津幡町政策アドバイザー（産業振興）
	津幡町　健康福祉部長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和９年４月１日から施行する。